

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 東京都浄化槽の保守点検等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 23 年 1 月 25 日・東京都規則第 1 号

1 概要

(1) 改正理由

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び規則は、浄化槽法第 48 条の規定に基づき、保健所を設置する市又は特別区を除く区域を対象としているが、地域保健法施行令の一部を改正する政令（平成 22 年 8 月 6 日付政令第 181 号）により、町田市が平成 23 年 4 月 1 日から保健所を設置する市になることに伴い、東京都の登録制度の対象外となるため、町田市を登録区域から除外するほか、所要の規定整備を行う。

(2) 改正内容

規則別記第 21 号様式中から町田市欄を除く。

2 施行日

平成 23 年 4 月 1 日

3 問合せ先

廃棄物対策部一般廃棄物対策課生活排水対策担当

直通 03-5388-3583

内線 42-843